

県立病院等消火器及び避難器具保守点検業務仕様書

消火器及び避難器具の保守点検は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 点検実施場所及び数量

別表 1 及び 2 のとおりとする。

2 点検の実施方法

(1) 点検は、平成16年5月31日付け消防庁告示第九号（以下「消防庁告示」という。）第2の規定に基づき、機器点検及び総合点検を実施するものとする。

(2) 点検回数は、消防庁告示第3の規定に基づき、消火器及び避難器具の機器点検を年2回、避難器具の総合点検を年1回とし、実施期間は次のとおりとする。

ア 機器点検

第1期 契約締結日から令和7年9月30日まで

第2期 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

イ 総合点検

アの第1期の点検期日と併せて実施すること。

(3) 点検の実施日等については、事前に実施病院等の防火管理者に申し出て承認を得てから実施すること。

3 点検票

業務完了後、定められた様式により、消火器具点検票及び避難器具点検票を作成し、各病院等の防火管理者にそれぞれ3部提出すること。

また、提出した点検票の1部は実施病院等管理者の確認印を徴して医療局長へ提出すること。

4 その他

詰め替えに必要な消火剤及びネジ等の消耗品は、この契約に含むものとする。